

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
荏田南小学校 職員玄関電気錠修繕
- 2 履行場所
横浜市都筑区荏田南二丁目5番2号
横浜市立荏田南小学校
- 3 契約日
令和8年7月16日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年7月23日
- 5 契約金額
489,500円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市旭区都岡町39番地の4
妙光電機株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
職員玄関の電気錠が不具合のため開閉困難な状況となった。早急に対応しなければ、出退勤時に職員が校舎に出入りすることが困難であり、学校運営に支障が生じることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立荏田南小学校